

広島市告示第196号
令和7年4月1日

計量法（平成4年法律第51号）第19条に規定する特定計量器の定期検査を、次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

1 実施区域及び実施期日

(1) 非自動はかりでひょう量が1トン未満のもの、分銅及びおもり

安芸区 令和7年 5月7日から令和8年3月31日まで

東区 令和7年 6月2日から令和8年3月31日まで

南区 令和7年 8月1日から令和8年3月31日まで

中区 令和7年11月4日から令和8年3月31日まで

(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。)

(2) 非自動はかりでひょう量が1トン以上のもの

安芸区、東区、南区及び中区 令和7年11月17日から令和8年3月31日まで

(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

2 実施場所

特定計量器の所在場所

ただし、特段の理由がある場合にあっては、広島市指定定期検査機関が指定した場所とする。

3 定期検査を実施する者

広島市指定定期検査機関 一般社団法人広島県計量協会